

年金受給に必要な資格期間が10年に短縮になります

● 前橋年金事務所 ☎027-231-1706 ●

これまで老齢基礎年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金保険料の納付済期間や厚生年金保険、共済組合などの加入期間含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受給できるようになります。

平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上25年未満の人には、生年月日により下記のとおり短縮用の年金請求書が送付されています。

	生 年 月 日	申請書送付時期
1	大正15年4月2日 ～ 昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日 ～ 昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日 ～ 昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日（女性） 昭和26年7月2日～昭和32年8月1日（男性）	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日（女性） 大正15年4月1日以前 共済組合等の期間を有する人	平成29年6月下旬～7月上旬

お手元に短縮用の年金請求書が届きましたら、お近くの年金事務所または年金相談センターで手続きをしてください。ただし、全ての加入期間が国民年金第1号被保険者である人の手続き先は、お住まいの市区町村になります。

年金の決定後は、平成29年8月以降に「年金証書」と「年金決定通知書」をお送りします。初回の入金は平成29年10月13日で、以降は偶数月の15日（15日が土曜日、日曜日、祝日である場合はその直前の営業日）に振り込みになります。

また、年金機構や民間委託業者を装った詐欺が多くなっています。年金請求書の送付のために、年金機構から手数料などの金銭の支払いを求めることや、銀行の口座番号を訊くことなどはありません。不審な電話や訪問に注意してください。

無料です!!

国民健康保険「特定健診」（個別） 後期高齢者医療「しなやか健診」を受診しましょう

● 住民課国民健康保険係・高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

健診は病気の早期発見・早期治療を目的にした健康診断です。

4月中旬にそれぞれの健診の受診票を送付しました。対象者や実施期間は下記のとおりです。実施医療機関などの詳細につきましては、受診票と同封物をご覧ください。

健 診 名	対 象 者	実施期間・実施医療機関
特定健診	国民健康保険加入者で66歳～74歳の人 （平成30年3月末日年齢）	5月～11月 町内・伊勢崎市内の 特定健診実施医療機関
しなやか健診	後期高齢者医療制度加入者	